

## 多摩地区保護司会連絡協議会弔慰規程

制定	昭和49年	4月	1日
改正	同55年	3月	27日
	同63年	5月	20日
	平成6年	3月	22日
	同11年	3月	12日

第1条 会長は、多摩地区保護司会連絡協議会を代表して、弔慰を表することができる。

弔慰は、この規程の定めるところによる。

第2条 多摩地区内保護司会所属の保護司に対しては、次の基準により弔慰金を贈る。  
本人死亡の場合 10,000円  
ただし、特に事情のある場合には、会長および副会長で協議し適切に対処する。

第3条 保護司以外の者に対して弔慰を表すべき事由が生じた場合は、会長および副会長が協議し、弔慰の内容を決定する。

第4条 保護司は、第2条および第3条にかかる事由を知った場合には、遅滞なく地区会長を通じて会長に通報するものとする。

第5条 本規程による弔慰の返礼は、辞退する。

付 則 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。